

金融審議会金融分科会第二部会 「保険に関する規制緩和関連」について

○「保険会社の資産別運用比率規制について」

- | | |
|-------------------|------|
| I. 規制改革要望と政府計画の関係 | P. 1 |
| II. 検討対象となる規制の概要 | P. 2 |
| III. 関連する法制度の概要 | P. 3 |

○「保険契約移転時における移転単位について」

- | | |
|--------------------------|------|
| I. 規制改革要望と政府計画の関係 | P. 4 |
| II. 検討対象となる規制と関連する法制度の概要 | P. 5 |
| III. 責任準備金の分割 | P. 6 |

- | | |
|--------|---------|
| ○資料1～7 | P. 7～13 |
|--------|---------|

○「保険会社の資産別運用比率規制について」

I. 当協会の規制改革要望と政府計画との関係

要望事項 (事項名)	具体的要望内容	「規制改革推進のための3か年計画」平成19年(2007年)6月22日閣議決定				
		Ⅲ 措置事項				
		事項名	措置内容	実施予定時期		
平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)			平成21年度 (2009年度)		
保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃していただきたい。	8 金融関係 エ 保険 ⑩保険会社の資産別運用比率規制の見直し (金融庁)	現在行われているソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討の結果等を踏まえた上で、保険会社の健全性を確保しつつ、経営の自由度向上や、より機動的な資産運用を可能とする観点から、保険会社に対する資産別運用比率規制の見直しについて検討する。	検討開始		

Ⅱ. 検討対象となる規制の概要－資産の運用額の制限

保険業法第97条の2第1項、同施行規則第48条

- 保険会社は、以下の資産について、それぞれに定める額を超えて運用してはならないとされる。

	資産(施行規則第48条第1項)	合同勘定 (=会社総資産－積立勘定) (施行規則第48条第2項) <注1>	積立勘定 (施行規則第48条第3項)
一	国内株式	30%	30%
二	不動産	20%	(規定なし)
三	外貨建資産	30%	30%
四	無担保・低格付け与信 (債券・貸付金、貸付有価証券)	10%	10%
五	施行規則第47条第1号から第8号に準ずる資産	3%	(規定なし)

<注1> 施行規則第48条、第48条の3、第48条の5において「総資産」とは合同勘定を指す。

Ⅲ. 関連する法制度の概要

	1. 法制度	2. 根拠	3. 観点、趣旨
指 標	いわゆる3-3-2規制 (検討対象)	保険業法第97条の2第1項 資産の運用額の制限	保険会社による資産の運用の安全を図り、保 険会社の財務の <u>健全性</u> を確保する観点 (大成出版社「最新 保険業法の解説」：264頁)
	ソルベンシー・マージン比率規制 【資料1・2】	保険業法第130条 <u>健全性</u> （保険金等の支払能力の充実の状況が適当 であるかどうか）の基準	保険契約者等の信認を確保するため、資本の 充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じ た十分な財務基盤を有すること (保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-2-1)
手 法	オフサイト・モニタリング制度 【資料3】	保険会社向けの総合的な監督指針 III-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点	保険会社に対し継続的に財務会計情報や信用 リスク、市場リスク、流動性リスク等のリス ク情報等について報告を求め、保険会社の経 営の <u>健全性</u> 等の状況を常時把握する (保険会社向けの総合的な監督指針 III-1-1 (1))
	ディスクロージャー制度 【資料4】	保険業法第111条 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	保険会社の経営の透明性を高め、市場規律に よる経営の <u>健全性</u> を確保するため (「最新 保険業法の解説」：354頁)

○「保険契約移転時における移転単位について」

I. 当協会の規制改革要望と政府計画との関係

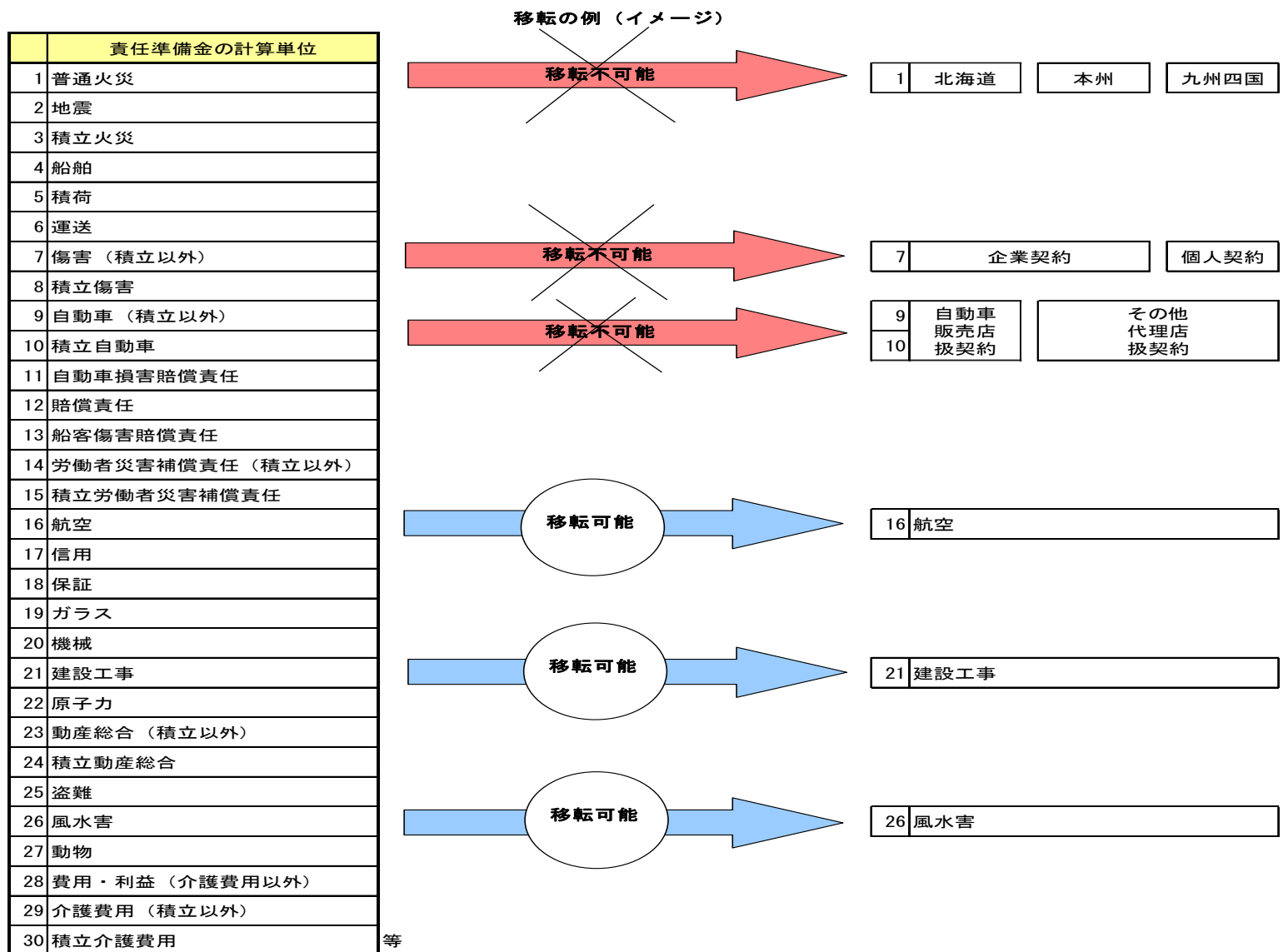
要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	「規制改革推進のための3か年計画」平成19年(2007年)6月22日閣議決定				
		Ⅲ 措置事項				
		事項名	措置内容	実施予定時期		
平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)			平成21年度 (2009年度)		
保険契約移 転単位の見 直し	責任準備金の算出 基礎が同一である 保険契約の一部を 移転することを認 めてもらいたい。	8 金融関係 エ 保険 ②保険契約移転時に おける移転単位の見 直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である 保険契約の全部を包括して移転しな ければならないとされている保険契約移 転について、保険契約者間(移転する 契約者と移転しない契約者)の公平と 保険契約者の保護、保険会社の業務の 健全な運営の確保の観点を踏まえ、責 任準備金の公平な分割に留意しつつ、 その一部での移転を可能とすることに ついて引き続き検討し、結論を得る。	結論		

Ⅱ. 検討対象となる規制と関連する法制度の概要

	1. 保険契約の包括移転 保険業法第七章第一節 第135条～第141条	2. 事業の譲渡又は譲受けの認可 保険業法第七章第二節 第142条～第143条	3. 会社分割 保険業法第八章第三節 第173条の2～第173条の8
単位	責任準備金の算出基礎が同一である契約の全部を包括して移転（135条2項）	—	責任準備金の算出基礎が同一である契約の全部を包括して承継（173条の2第1項）
決議	移転会社及び移転先会社の株主総会又は社員総会（136条1項）	—	—
公告	決議の日から2週間以内（137条1項） 移転後遅滞なく：移転しない場合も同様（140条1項）	—	分割後遅滞なく：分割しない場合も同様（173条の7第1項）
異議申立	可能（137条2項） 異議を述べた移転対象契約者の数とその総数の5分の1を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額がその金額の総額の5分の1を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない（137条4項）	—	可能（173条の4第1項） 異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の5分の1を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が保険契約者の当該金額の総額の5分の1を超えるときは、分割の効力を有しない（173条の4第6項）
審査基準	・ 契約者等の保護に照らして適当 ・ 移転先会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実 ・ 移転対象契約者以外の債権者の利益を不当に害するおそれがないこと（139条2項）	—	・ 契約者等の保護に照らして適当 ・ 申請会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実 ・ 保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれがないこと（173条の6第2項）
認可	内閣総理大臣（139条1項）	内閣総理大臣（142条）	内閣総理大臣（173条の6第1項）

Ⅲ. 責任準備金の分割

- 現在、保険業法第4条第2項第4号に基づく責任準備金の算出方法書がその総則において定める計算単位（左側の表における各行）毎に、保険契約を移転することは可能とされる。



【資料1】資産運用に係る規制等－ソルベンシー・マージン比率規制①

現在の規制

- 保険業法第130条（健全性の基準）
内閣総理大臣は、保険会社に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一 資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

- 同施行規則第86条：支払余力（マージン）；分子
 - 一 純資産の部合計（所要の控除あり）
 - 二 価格変動準備金
 - 三 異常危険準備金
 - 四 一般貸倒引当金
 - 五 その他有価証券の評価差額
 - 六 土地の含み損益
 - 七 負債性資本調達手段 等

- 同施行規則第87条：危険（リスク）；分母
 - 一 保険リスク
 - 二 予定利率リスク
 - 二の二 最低保証リスク
 - 三 資産運用リスク
 - 四 経営管理リスク

支払余力（マージン）

- 「ソルベンシー・マージン比率」= $\frac{\text{支払余力（マージン）}}{\text{通常の予測を超える危険（リスク）に対応する額} \times (1/2)} \geq 200\%$

- ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、経営改善計画の提出及びその実行を求める命令等を発出するとされる（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第2条）。

【資料2】資産運用に係る規制等－ソルベンシー・マージン比率規制②

見直しの方向性

< 検討チーム報告書 >

- 保険会社のリスク管理手法の高度化、商品の多様化等による保険会社実務の変化や、IAIS (International Association of Insurance Supervisors: 保険監督者国際機構) などの国際的枠組みにおいて議論されている保険負債の経済価値ベースでの評価をめぐる動向等も踏まえ、金融庁に有識者による「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」が設置され、本年4月に報告書が公表された。

< 短期的対応 >

- 資産運用関連では以下の見直しを行う方向が示されている。
 - ✓ リスク評価の厳格化
信頼水準を90%(10年に1回規模の損害)から、95%(20年に1回規模の損害)に引き上げ
 - ✓ リスク係数の直近データへの洗い替え
現在の金融市場実勢と乖離している可能性があるため、直近データに洗い替え
 - ✓ 分散投資効果の見直し
現行は資産ポートフォリオの構成にかかわらず一律となっているが、各社の資産構成割合を基に分散投資効果を計算する方法を検討

< 中期的対応(2010年度を目途) >

- 報告書においては今後の在り方として、保険会社にとってリスク測定・管理を高度化するインセンティブが働くよう、経済価値ベースでのソルベンシー評価を目指すべきとしている。
- 経済価値ベースでの負債評価を前提として、負債と資産の金利・価格変動等リスクを統合して評価する方法を目指すべきであるとされ、具体的には、保険会社のALMを反映した金利リスク等の測定に関する標準的な手法の開発を目指し、取り組みを進めていくことが適切とされている。

【資料3】資産運用に係る規制等－オフサイト・モニタリング制度

保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－1－1(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

- 監督当局が、保険会社に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、保険会社の経営の健全性等の状況を常時把握するもの。
- 監督当局は徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すとされる。

【資料4】資産運用に係る規制等－ディスクロージャー制度

保険業法第111条、同施行規則第59条の2 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

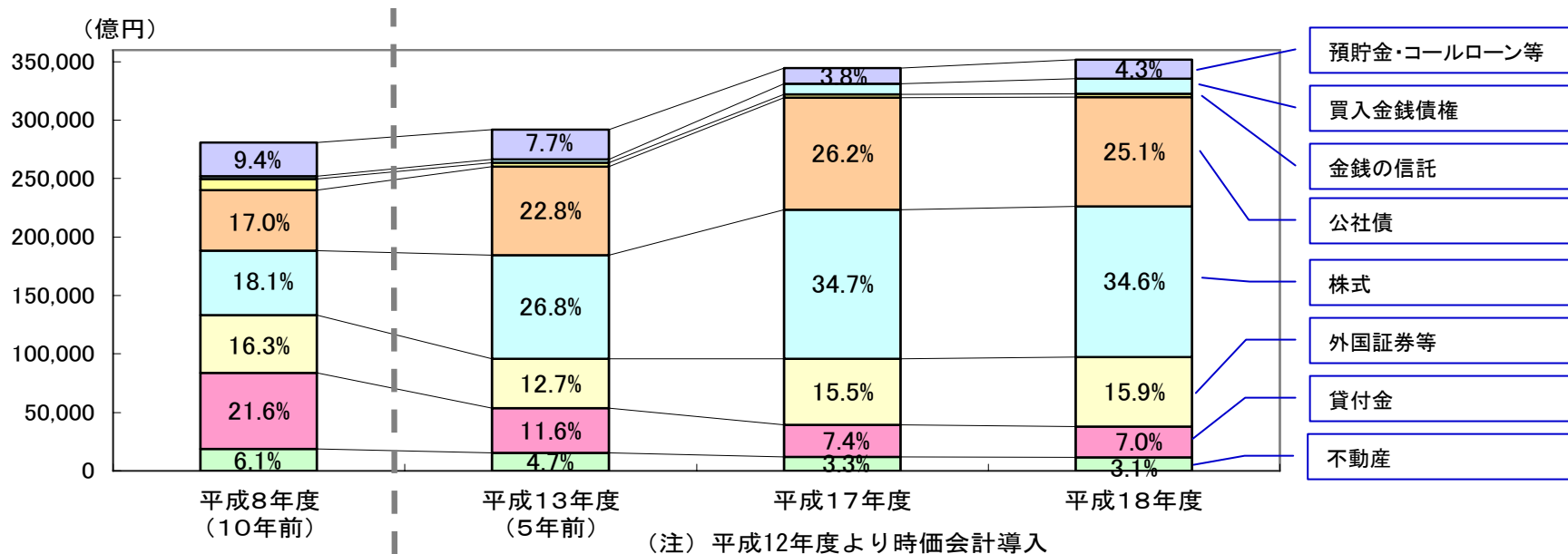
- 開示が要請される資産運用の状況のうち、主な事項は以下のとおり（*を付した項目は業界による自主開示）。

開示項目	内容等
資産運用方針(*)	リスク管理情報も包括的に記載
資産運用の概況	各運用資産区分ごとの残高、総資産に対する割合の推移
利回り関連	利息配当収入の額、インカム利回り、実現利回り、時価総合利回り
海外投融資	残高、構成比、利回り
有価証券に関するデータ	種類別の残高、構成比、利回り、残存期間別残高、業種別保有株式額
貸付金に関するデータ	残存期間別、担保別、用途別、業種別、規模別、地域別
有形固定資産に関するデータ	土地、建物、建設仮勘定合計の営業用、賃貸用残高
支払承諾・支払承諾見返(*)	支払承諾の残高内訳、支払承諾見返の担保別内訳
リスク管理の体制	リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・資産負債の総合的な管理体制等
時価情報等	有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引等の時価情報等

【資料5】資産運用の現状－運用資産構成の推移(協会加盟全社計)

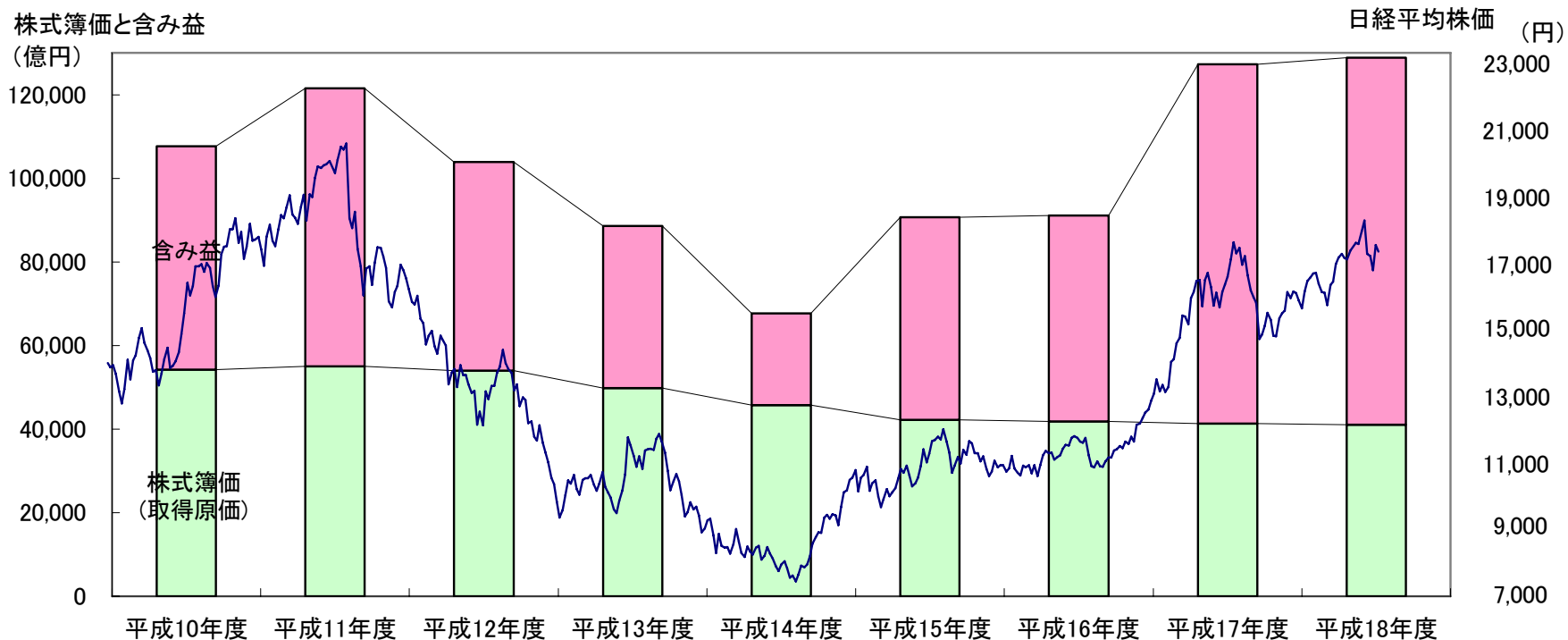
＜運用資産構成の推移および現状 単位：億円、構成比は％＞

項目	平成8年度 (10年前)		平成13年度 (5年前)		平成17年度		平成18年度		直近10年間の増減 (平成8年度 対平成18年度)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減額
預貯金・コールローン等	28,616	9.4	25,429	7.7	13,691	3.8	16,038	4.3	▲12,578
買入金銭債権	2,570	0.8	2,760	0.8	8,842	2.4	13,203	3.5	10,633
金銭の信託	9,575	3.2	3,418	1.0	2,890	0.8	2,744	0.7	▲6,831
有価証券	155,977	51.4	206,436	62.3	280,083	76.5	281,921	75.6	125,945
＜公社債＞	<51,591>	<17.0>	<75,631>	<22.8>	<96,096>	<26.2>	<93,627>	<25.1>	42,037
＜株式＞	<54,966>	<18.1>	<88,621>	<26.8>	<127,146>	<34.7>	<128,863>	<34.6>	73,896
＜外国証券等＞	<49,420>	<16.3>	<42,184>	<12.7>	<56,841>	<15.5>	<59,432>	<15.9>	10,012
貸付金	65,587	21.6	38,330	11.6	27,238	7.4	26,275	7.0	▲39,311
不動産	18,468	6.1	15,429	4.7	11,990	3.3	11,524	3.1	▲6,944
運用資産	280,792	92.5	291,804	88.1	344,735	94.2	351,706	94.4	70,914
総資産	303,581	100.0	331,205	100.0	366,097	100.0	372,747	100.0	69,166



【資料6】資産運用の現状－株式含み益の推移(協会加盟全社計)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
含み損益 (対前年増減率)	53,373億円 (▲ 3.9%)	66,456億円 (+ 24.5%)	49,833億円 (▲ 25.0%)	38,801億円 (▲ 22.1%)	21,906億円 (▲ 43.5%)	48,487億円 (+ 121.3%)	49,244億円 (+ 1.6%)	85,970億円 (+ 74.6%)	87,815億円 (+ 2.1%)
株式簿価	54,269億円	55,005億円	53,973億円	49,820億円	45,792億円	42,160億円	41,757億円	41,261億円	41,047億円
株式時価	107,642億円	121,462億円	103,806億円	88,621億円	67,698億円	90,647億円	91,001億円	127,231億円	128,863億円
年度末日経平均株価 (対前年増減率)	15,836円 (▲ 4.2%)	20,337円 (+ 28.4%)	12,999円 (▲ 36.1%)	11,024円 (▲ 15.2%)	7,972円 (▲ 27.7%)	11,715円 (+ 47.0%)	11,668円 (▲ 0.4%)	17,059円 (+ 46.2%)	17,287円 (+ 1.3%)



【資料7】契約移転等の実例－1. 包括移転 2. 会社分割

1. 包括移転

- 2000年5月1日に破綻した第一火災の契約が、2001年4月1日に損害保険契約者保護機構に包括移転された。
- 2003年11月1日、三井ライフ損保の契約が、三井住友海上に包括移転された。

2. 会社分割

- 2001年11月30日、東京地方裁判所から大成火災に対し、会社更生法に基づく更生手続開始の決定がなされ、2002年8月31日には更生計画の認可決定が行われた。
これを受け、2002年10月1日に、大成火災が分割され、その再保険事業を承継する大成再保険が設立された。その後、大成火災は損害保険ジャパンによる増資の引受、100%減資を経て2002年12月1日に同社と合併した。